

# リスク評価方針における現実的なばく露量の検討について

リスク評価方針に則って、個別のリスク評価に資する情報の収集を速やかに実施し、個別の食品健康影響評価の依頼を計画的に実施することとしている。

## 個別の評価要請の候補

階層的アプローチによる  
優先度分類の対象物質  
**約250物質**

### ばく露量低

Cramer I :  $\leq 1800 \mu\text{g}/\text{日}$   
Cramer I 以外 :  $\leq 100 \mu\text{g}/\text{日}$

### ばく露量高

Cramer I :  $> 1800 \mu\text{g}/\text{日}$   
Cramer I 以外 :  $> 100 \mu\text{g}/\text{日}$

$\langle \text{食事中濃度} \times \text{補正係数} = \text{現実的なばく露量} \rangle$

※食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針  
(食品安全委員会) 別紙 2

補正係数に1を適用 (全食品での使用を仮定)

ばく露量  
極めて低い

## ① 補正係数を設定する観点に係る検討

第1回検討会

添加剤が使用される製品の範囲の程度を示唆する情報に基づき、補正係数を検討するため、補正係数を設定する観点に関して検討を行った

- 用途限定の観点
- 数量限定の観点
- その他、汎用可能性に関する観点

## ② 情報収集 (事業者への調査) に係る検討

上記①の検討結果に基づき、事業者への調査項目に関する検討を行った

調査実施・集計

## ③ 補正係数の設定に係る検討

第2回検討会

調査結果に基づき、補正係数の検討・設定を行った

保守的な補正係数等を設定・適用

より現実的な補正係数が得られるよう引き続き検討